

「交通マネジメント研修」業務委託仕様書

1 業務名

「交通マネジメント研修」業務

2 本仕様書の位置付け

「交通マネジメント研修」業務仕様書は、本業務に関する提案説明資料として作成したものである。

本業務は、公募型プロポーザル方式を採用することから、この仕様書において広島県（以下「県」という。）が示した要件を達成するための解決手法や実現化手法について、自由に提案することができる。

なお、この仕様書に記載する要件はすべて必要な要件と考えているが、実現できない要件がある場合、又は代替案による場合は、提案書にその旨を記載すること。

また、契約段階において、提案を受けた仕様の変更等があり得ることを了承すること。

3 契約期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

4 委託料上限額

7,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5 委託業務の背景

（1）全国的な状況

地域公共交通を取り巻く状況については、人口減少やモータリゼーションの進展に伴う利用者減少や運転士不足に加え、コロナ禍の影響により、一層厳しい状況となっており、公共交通の維持確保に向けた中長期的な計画策定の重要性が高まっている。

国においては、「アフターコロナに向けた地域交通のリ・デザイン有識者検討会」での提言を踏まえ「地域公共交通活性化再生法」の改正や、「地域公共交通計画の実質化に向けた検討会」が開催されるなど、地域公共交通に関する議論が活発化している。

本県においても、県全域を対象とした地域公共交通政策のマスタープランとして「広島県地域公共交通ビジョン」を令和6年3月に策定している。

こうした状況の中で、地域公共交通計画の策定とそれを通じて地域交通のマネジメントを実施していくことのできる人材の育成が急務となっている。

（2）広島県における状況

県ではこれまで以下のような取組を進めている。

①交通計画策定研修の実施

市町等の交通担当者が、地域公共交通計画の策定及び地域交通のマネジメントを効果的、実効的に実施していくことができるよう、令和3年度より仮説検証型での計画作成研修を実施。令和7年度からは、研修対象者を交通事業者の担当者にも拡大し、官民双方の視点を取り入れた交通マネジメントに内容を変更。

②モビリティデータ連携基盤の構築

県では、令和2年度より「広島県モビリティデータ連携基盤構築事業」を進めている。中山間地域を中心とした広島県内各市町の交通政策・計画立案に必要な支援を提供できるモビリティデータ連携基盤の構築を目指し、モビリティデータ等を可視化するダッシュボードの開発などデータ連携基盤の構築を進めている。

③バス情報フォーマットの標準化の取組

県では、令和元年度から、国土交通省によって制定された「標準的なバス情報フォーマット（GTFS）」（静的データ：平成29年度、動的データ：令和元年度）について、中小規模のバス事業者やコミュニティバスを運行する市町において、データの作成及び活用についての支援を行っている。

6 業務の目的

地域交通に関与する人材のスキルアップ

(求められるスキルのイメージ)

- ① 地域における利用促進や交通課題解決のための企画・マネジメントする能力
- ② 各種モビリティデータや地域の多様な輸送資源を活用し、事業者間等の連携向上による新たな交通サービスを創出する能力
- ③ これらの結果を具体的な交通施策や市町交通計画に反映させる能力

7 委託内容

前項で示すスキルを習得するための市町・交通事業者の交通担当者向け研修の運営支援業務を委託により実施する。

なお、県が求める実施回数等について示すが、目的達成に向けた異なるアプローチ（効果的な事業者提案）を妨げるものではない。

(1) 研修の概要

- ア 対象者 (広島県内) 市町交通担当課及び交通事業者の実務担当者 約30名程度
イ 開催回数 年4回程度

ウ 今年度からの変更点

人材育成に留まらず、当該研修において発案されたアイデアのうち優良なものについては、令和9年度の事業化につなげる。

事業化に当たっては、本県の「広島型 MaaS 推進事業費補助金」等を活用予定。

このため、令和8年12月までに研修のカリキュラムを完了させたい。

(2) 業務内容

研修の実施に当たり、研修計画・資料の作成、研修の実施、参加者との連携調整等を行うことに加え、会場準備、講師調整、謝金・旅費の支払い等の運営支援

また、必要に応じて、オンライン配信、アーカイブ構築等について検討、調整する。

なお研修内容は、次に列挙する事項を考慮して効果的な研修を提案する。

- ・効果的な課題把握、アイデアの抽出
- ・データ等を活用した政策の立案
- ・地域、事業者等との連携した推進体制の構築
- ・地域での取組の実践
- ・県のデータ連携基盤を活用した交通計画の作成演習 等

(3) 事業者に提案を求める事項

ア 研修の年間スケジュール

イ 研修受講から事業化につなげていくための受講者へのインプット内容

ウ 各研修会終了後の参加者へのフォローアップ、研修内容定着の工夫

エ 参加者より発案されたアイデアの評価方法および項目

8 業務執行体制

本業務を確実に実施する組織体制（責任者、役割分担等）とすること。

また、本業務の目的を踏まえ、公共交通行政に精通した人員を配置すること。

9 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

委託業務の一部を再委託しようとする場合は、再委託先ごとの業務の内容、制作の体系図及び行程表、再委託先の概要及びその体制を明記したものを事前に書面で報告し、発注者の承認を得なければならない。

(2) 業務の履行に関する措置

ア 本業務（再委託した場合を含む。）の履行につき著しく不相当と認められるときは、発注者は受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置を取るべきこと

を要求することができる。

イ 受注者は、上記要求があった時は、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を、要求があった日から 10 日以内に発注者へ書面で通知しなければならない。

(3) 成果品の利用

発注者は、本業務による成果物を自ら利用（発注者が管理するウェブメディア等への掲載や、市町、地域に対する説明資料としての配布等）できるものとする。

(4) 機密の保持

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。本業務終了後も同様とする。

(5) 個人情報の保護

受注者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成 16 年広島県条例第 53 号）を遵守しなければならない。

10 業務完了の通知等

(1) 業務完了の通知

業務委託契約約款第 30 条第 1 項に規定する業務完了の通知は、別記様式第 1 号による。なお、調査の成果物として、次のものを提出すること。

- ・作成した報告書及び関連書類のデータでの納品(word、excel など)

(2) 委託料の請求

業務委託契約約款第 31 条第 1 項に規定する委託料の請求は、別記様式第 2 号による。

11 その他

委託業務契約書及びこの仕様書に記載のない事項については、受託者と広島県地域政策局公共交通政策課が協議し、決定する。